

## 近年における一酸化炭素中毒による労働災害（例）

業種	被災状況	発生状況	発生原因
建設業	中毒1名	マンション新築現場の通風が不十分な躯体内において、内燃機関式のコンプレッサーを用いてバルコニー天井の吹付塗装作業を行っていたところ、当該コンプレッサーを吹付塗装を行う作業エリア内に設置していたため、一酸化炭素が充満し中毒になった。	換気が不十分な場所での内燃機関の使用 作業標準不徹底 作業標準書未作成
建設業	中毒4名	地面を掘削して作った穴の内部で、コンクリートブロック型枠の部品に溜まった水が凍結しないよう、練炭を燃やしていたところ、穴の中で型枠組立作業を行っていた作業員4名が一酸化炭素中毒になった。型枠全体をブルーシートで養生していた。	換気不十分 呼吸用保護具未着用 一酸化炭素濃度測定未実施 危険有害性の認識不足
建設業	中毒4名	休憩時間中に資材小屋内において、ガソリンエンジン式発電機の排気ガスで暖をとっていたところ、4名が気分が悪くなり、一酸化炭素中毒となった。	換気が不十分な場所での内燃機関の使用 安全衛生教育不十分
建設業	中毒3名	店舗の天井の塗装工事中、発電機を建物外に置かず店舗内の扉近くに置き、開口部を2方向向け扇風機で発電機に向かって風を送っていた。気分が悪くなり、受診し一酸化炭素中毒と診断された。	換気が不十分な場所での内燃機関の使用 危険有害性の認識不足
建設業	中毒1名	飲食店舗内の冷凍機等設置工事現場において、被災者はコンクリートカッターで土間を切断する工事を行っていたところ、気分不良を訴えて休憩していたが、その後会話もできない状態となった。救急搬送され一酸化炭素中毒と診断された。	換気が不十分な場所での内燃機関の使用 呼吸用保護具未着用
建設業	中毒2名	工場内に足場で困いを作り、粉じん飛散防止のためにシートで目張りしたエリア内で、作業員2名がエンジン式のロードカッターを30分間使用し退室した。その後、天井板の撤去を作業員4名が同エリア内で開始したところ、約40分後、3名が体調不良を訴え、うち2名が救急搬送された。一酸化炭素中毒と診断された。	換気が不十分な場所での内燃機関の使用 呼吸用保護具未着用 作業標準未作成 危険有害性の認識不足 安全衛生教育不十分
建設業	中毒2名	建物解体工事現場で、被災者らはガソリン式高圧洗浄機を使用して居室天井部分の断熱材をはがす作業を行っていた。洗浄機は隣接する廊下に設置し、排気ガスをその廊下に排出していたが、作業現場を訪れた責任者が、倒れている被災者2名を発見し、病院にて一酸化炭素中毒と診断された。	換気が不十分な場所での内燃機関の使用 安全衛生教育不十分
運輸業	死亡1名	被災者は、午前7時ごろ、プラットホームに隣接する小屋内において、何らかの理由で出入口のシャッターを開けないまま、除雪機を暖気運転していたところ、小屋内に充満した一酸化炭素により、中毒を発症した。	換気が不十分な場所での内燃機関の使用 作業標準不徹底 安全衛生教育不十分

資料出所：厚生労働省